

第1回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 午前9時36分から10時15分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	11番	牛野 進一郎		
農業委員	1番	久保田 力雄	2番	砂坂 浩一郎
	3番	高田 真盛	4番	黒木 りか
	5番	小山 幸良	6番	中之藪 堅二郎
	7番	寺内 秀昭	8番	福 富久
	10番	上山 幸夫		

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田 善昭	ロ.	浦口 啓一郎
ハ.	上妻 亜紀	ニ.	野里 一則
ホ.	片板 大作	ヘ.	雨田 俊哉
ト.	原田 晃生	チ.	小脇 尚武

4. 欠席委員

農業委員

9番 中島 一三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第1号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

羽生 幸一

農地振興係長

中峯智恵美

農地集積支援員

牛野 学

総合農政課 農業政策推進担当補佐兼農業再生対策係長

小川 浩輝

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
農業委員 議席番号9番 中畠一三委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第1回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号3番 高田真盛委員、4番 黒木りか委員を指名します。
- 議長 日程第2、（議案協議）議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第1号 農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
- 事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画（案）の承認についてです。
令和5年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権1件・農地中間管理権2件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画（案）の内、賃借権1件について説明を行います。
資料は3ページをご覧ください。
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和5年8月31日、始期が令和5年9月1日、終期が令和10年8月31日で、存続期間を5年とするもので再設定の1件です。農地の面積合計は、畑 ●●m²です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
- 整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・87歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・62歳、経営面積は●●m²です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●m²です。さとうきびを作付けし、権利の種類は賃借権、賃借料は年間〇〇円で、口座振込みとなっております。期間が5年の再設定です。図面は5ページに添付しております。

前回の総会の折りに所在がわからないということで航空写真を付けておきました。せっかく作ったんですけど、図面上の表記が大字〇〇字△△なんですけど、△△と記載されていますので、資料の訂正をお願いします。すみません。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権1件についての説明を終わります。

事務局 続いて農地中間管理事業による利用権の設定についてご説明します。資料は6ページをお開きください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。公告年月日は令和5年8月31日、期間は令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間で2件です。

資料は7ページをお開きください。内訳書になります。

整理番号1番、〇〇××番地、C・64歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・72歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は物納で粃〇〇kgを現物渡し、期間は5年の再設定です。

図面は8ページに添付しております。

整理番号2番、福岡市〇〇番××号、E・54歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・64歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきび・さつまいもを耕作します。賃借料は年額〇万円で口座振込み、期間は5年の新規設定です。

図面は9ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：G、譲受人：Hほか3件を議題にします。

議案説明の前に、農地法第3条の整理番号1番において私〇〇が、議事参与の制限に該当します。

整理番号1番の議事進行を会長職務代理にお願いします。

また、私が整理番号1番の担当委員ですが、現地調査の結果並びに補足説明については、農地部長である6番委員にお願いします。

それでは、私は退席します。

(会長、退席)

会長職務代理よろしくお願いします。

(会長職務代理、登壇)

会長職務代理 それでは、会長が、議事参与の制限に該当することになり退席しましたので、会長職務代理の〇〇が議事を進めて参ります。

事務局より議案第2号の整理番号1番のみ説明をお願いします。

事務局。

事務局 資料の10ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めらるもので、所有権移転が2件、賃借権が2件の計4件です。

まず整理番号1番のみ資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 G。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は15ページから添付しています。

会長職務代理 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、〇〇農地部長。

農地部長 はい。ご説明します。本件はG氏の高齢化によるもので、たまたまH君が知り合いで所有権移転の話があったものです。H君はこれからも経営規模拡大をしていくので問題はないものと思います。

これからの町の農地経営に寄与していくものと思います。以上です。

会長職務代理 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

会長職務代理 異議がないようですので、議案第2号整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全

員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号整理番号1番については、原案のとおり決定いたしました。

会長職務代理 議案第2号農地法第3条の整理番号1番について議事が終わりましたので、12番委員の入場を求めます。

これ以降の議事進行については、〇〇会長にお願いします。

(〇〇会長職務代理、降壇)

(〇〇会長、入場登壇)

議 長 議案第2号 農地法第3条の整理番号2番から4番までを議題にします。

事務局より議案第2号の整理番号2番以降の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号2番以降について説明いたします。資料10ページをお開きください。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は20ページから添付しています。

整理番号3番。貸人が、南種子町〇〇××番地 K。

借人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

賃貸借及び農業開始によるものです。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は25ページから添付しています。

整理番号4番。貸人が、南種子町〇〇××番地 M。

借人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

賃貸借及び農業開始によるものです。

この件につきましては、14ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は31ページから添付しています。

以上4件につきましては、8月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、整理番号2番から4番までの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号2番 10番委員。

10番委員 説明については、20ページをお開きください。IさんからJ君に対して、譲渡するものであります。J君につきましては、ここ30年あまり農業をしたり、それから畜産関係で放牧をしたり色々やっている関係で、土地については隣接している自分の土地と合わせて有効利用ができるものと思っております。そういうことで皆さんご理解ください。

議長 長 整理番号3番・4番 6番委員。

6番委員 譲渡人のKさんと譲受人のLさんは義理の親子関係であります。Mさんとは他人なんですけれども、今回畑が空いているということで、元々Mさんの畑をKさんが借りて安納芋を作っていたんですけれども、今回1年という契約で、Lさんがスナップエンドウを作りたいということであります。

その後、Kさんに移行したいという話はしていました。Kさんの畑においてはレザーリーフファンを作りたいということでビニールハウスを建てております。

Lさんは、今度新規で農業を開始するということでもあります。40歳代とまだ若いので、これからどんどん規模を拡大して欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 長 以上で説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号2番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号 整理番号2番から4番については、原案のとおり決定いたしました。

議長 長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：N、譲受人：Oを議題にします。

それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。

事務局 資料の38ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、和歌山市〇〇××番地 O。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在は、〇〇字△△××番。地目は畑。地積は●●㎡です。

工事計画は、令和5年9月から令和5年12月までの4ヶ月間。

資金は、一部融資及び補助金となっており、内訳につきましては、39 ページの下から 3 段目をご覧ください。必要経費が土地取得費〇〇万円、土地造成費〇〇万円、建築費〇〇円の合計〇〇円となっており、資金の内訳は補助金が〇〇円、残りの〇〇円を融資で賄うものです。

転用目的は宿泊施設です。

転用事由の詳細としましては、「豊富な観光資源があり屈指のサーフスポットである種子島に魅せられ、事業展開を計画する中で現地競合他社との差別化も図れる種子島初のグランピング型宿泊施設を開業し、南種子町の観光産業に寄与し、地元経済への貢献を含めた事業内容を策定し、本申請をするもの。」とのことです。

周囲の状況につきましては、北東側に集落が隣接しており、南西側に農道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、

- (1) 造成計画は、現状のままで利用する。
- (2) 周辺農地に対しての支障対策としては、建物の高さを加減し、高さ 4 m 程度とする。
- (3) 用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理は汲み取り、生活雑排水は溜桝で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域外で、農地区分は「第 1 種農地」の「集落接続施設」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は 38 ページから添付しています。

この件につきましては、8 月 10 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 　　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 1 番、10 番委員。

10 番委員 　　まず 37 ページのグランピング施設というのは、これはバーベキューとかそういうものができる施設、簡単に言えば何もしないでそこに行って、夜泊まる時などにバーベキューを開きながら皆で楽しめる施設です。40 ページの見取り図をご覧ください。右側の丸がテント施設であり、その手前にキッチンや冷蔵庫施設、居室などがあります。(南種子町では)初めての施設ではありますが、他所では色々やっている状況であります。

宿泊料としては確定しておりませんが、利用料としてはグループ当たり、〇万〇千円から〇万円の料金が相場だと聞いております。当該地は宅地であったものが畑になって、それが今回ここに建物を建てるという状況となっております。これに始末書というものを付けておりますが、そういう

ことで是非造らせて欲しいということでもありますので、皆様のご理解を
いただきたいと思います。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、6番委員。
6番委員 現地調査の際に、生活雑排水が溜枳から先に排水溝に流れるという話し
だったんですけど、その事情について教えてください。

議 長 はい、事務局。
事務局 私が先に現地確認に行っているのでお答えします。今日、朝に〇〇から
図面を持ってきてもらいました。総会に間に合わなかったので今回は口頭
での説明としたいと思います。この計画書にある図面から海岸線の方に30
メートルほど行ったところに側溝がありますので、そこの側溝に流すと聞
いています。それについては、建設課建築係にも確認を取りましたけど、
そこら辺の指導は農業委員会でお願ひしますということでしたので注視
していきたいと思います。

議 長 6番委員、よろしいでしょうか。
6番委員 はい。
(「はい。」の声あり)

議 長 はい、2番委員。
2番委員 この土地は49ページの図面を見てもらえばわかるように、Pさんの畑
の中にあつて、道路とは直接隣接していないように思いますが、現在出入
口の方もバラスを敷いて鉄板を敷いて入っていくようでした。あの時も説
明があつたんですが、後々に道路沿いの細い道ですが、これも農地として
は利用が出来ない状況になっておりますが、ここら辺の話し合いはどうい
う形で進めていくんですか。

議 長 はい、事務局。
事務局 49ページの地図を見てもらえますでしょうか。ここに××番のところで、
2番委員から質問があつたのは、下の方の道路、大きい道路、西部農道に
続く道なんですけど、そこに対する間が3メートルから4メートルの土地
を畑として残してあるということで、現況はNさんの家の方へ行く道路、
これは高土手になっていて、2メートルくらいの高さがあります。そのグ
ランピング施設を作るところは下手になっていますから、通常そこに行く
のに階段を設置すると図面にはあるんですが、今〇さんの名前が書いてあ
るところの大きな道から中に入っていく道路、そこに鉄板を敷いてしてい
るということでもあります。今回Nさんの方については、お母さんと話をし
て同意して、今後〇さんの方が駐車場とかそういうことで活用できるん
じゃないかという相談を受けているということで、今回同時に出せば良

かったんだけど、そこまでの同意関係で兄弟やお母さんからもらわなければならないので時間が掛かるということでした。将来的には残りの土地の売買をしていきたいということでした。この土地の売買をしても奥の畑の行き来には問題はないと思います。事務局の方から状況をみて話したいと思います。

議長 ほかにございせんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人 Qほか1件を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。事務局。
50ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について審査を求めるもので、件数は2件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、大阪府泉南郡〇〇番××号 Q。
土地の所在は、〇〇字△△××番ほか4筆。

登記地目は すべて畑。地積は5筆合計で●●㎡です。

変更年月日については昭和40年頃です。

現況としましては、『申請地は昭和40年頃、杉を植林し、山林として利用され、現在に至っている。』とのことです。

参考資料は51ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

整理番号2番。申請人及び所有者は、鹿児島市〇〇××番地 R。

土地の所在は、〇〇字△△××番ほか1筆。

登記地目は 田及び畑。地積は2筆合計で●●㎡です。

変更年月日については平成11年頃です。

現況としましては、『当該地××番、××番は、宅地より一段高くなっており、面積も極狭であり、平成11年頃から耕作しておらず、北東側の山林の樹木で日陰となっており、農地には適さない。また、木々が生い茂り、農地として利用することは非常に困難である。』とのことです。

参考資料は54ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上、この件の内容につきましては、8月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果、並びに補足説明をお願いい

たします。

整理番号1番、10番委員。

10番委員

52ページをご覧ください。ここについては畑から山林になったということです。本人は大阪におりまして、本人とは電話でしか話せませんでしたけど、現場は山林化して56.7年経つということで非農地判断をいただきたいとのことですのでよろしくをお願いします。

議長

整理番号2番、3番委員。

3番委員

資料54ページをご覧ください。そこに書いてあるとおり平成11年頃から耕作しておらず、本人も鹿児島市内の施設に入居しておりますので、これから大型機械を入れて農地化することもないので、周囲も山林化しており、非農地判断して止むを得ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長

異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について、農用地の利用計画変更を議題にします。それでは、総合農政課より議案第5号の説明をお願いします。

総合農政課 ○○補佐。

総合農政課補佐

お疲れ様です。総合農政課の○○です。よろしくをお願いします。それでは議案第5号について、ご説明をいたします。議案第5号は、農業振興地域整備変更計画に対してご意見を求めるものであります。資料につきましては、57ページをご覧ください。今回の変更は、農用地区域への編入の1件であります。申請者は南種子町総合農政課課長で、基盤整備事業○○○地区の実施のためであります。変更しようとする土地は、別紙のとおり27筆でございます。編入しようとする面積は○○アールであり、変更後の用途は農用地・農業用施設用地であります。詳細につきましては添付の資料をお目通し願います。簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。